記者発表資料

平成２７年１２月２５日
東 北 地 方 整 備 局
鳴瀬川総合開発調査事務所

筒砂子ダムについて発電規模の検討を行う者を公募します

～社会資本の有効活用と再生可能エネルギーの促進～

鳴瀬川総合開発調査事務所では、鳴瀬川の沿川地域を洪水から守り、また、かんがい用水の確保等を目的とした、ダム建設に係る調査検討を進めています。

この度、新たに建設を計画している筒砂子ダムにおいて、社会資本の有効活用及び再生可能エネルギーの促進の観点から、ダムの利水放流を利用して行う「ダム水力発電（従属発電）」の実施者（電気事業者等）を特定する前段として、発電規模の検討を行う者を公募します。

◆筒砂子ダムにおけるダム水力発電に関する規模検討の応募要件等を記載した「参加者の有無を確認する公募手続きに係る参加意思確認書の提出を求める公示」の本文は、別添資料のとおりです。

＜発表記者会：宮城県政記者会、東北電力記者会、東北専門記者会、古川記者クラブ＞

問 い 合 わ せ 先

国土交通省　東北地方整備局　鳴瀬川総合課発調査事務所
宮城県大崎市古川旭三丁目８－１８
電話：0229-22-7811（代表）
調査設計課長　齊藤　勝博（まさひろ）（内線 351）

参加者の有無を確認する公募手続きに係る
参加意思確認書の提出を求める公示

平成２７年１２月２５日

東北地方整備局
鳴瀬川総合開発調査事務所長　　一戸　欣也

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

１．当該招請の主旨

本案件は、河川法第16条の2に基づく鳴瀬川水系河川整備計画(平成26年8月変更)の一環として実施する鳴瀬川総合開発事業（筒砂子ダム規模拡大＋漆沢ダム容量再編）のうち、新たに建設する筒砂子ダムにおいて、社会資本の有効活用の観点からダムの目的となっている水利使用の運用を利用して行うダム水力発電（いわゆる従属発電）について、発電規模検討への参加希望の有無を確認するものであり、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものです。

公募の結果、応募者がいない場合、または、３．の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、再公募を行います。

なお、３．の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、当該応募者に対して発電規模検討書の提出を要請する予定です。

２．事業概要

本事業は実施計画調査中のダムであり、現時点で想定している概要は以下のとおりです。

（１）ダム名　　筒砂子ダム（鳴瀬川総合開発事業）

（２）ダムの目的

①洪水調節
②正常流量の確保
③かんがい用水の補給

（３）諸元等

①ダム高	114.5m
②堤頂長	402.0m
③総貯水容量	45,700千m3
④利水容量	3,100千m3
⑤湛水面積	1.51ｋm2
⑥常時満水位	EL279.3m
⑦最低水位	EL232.1m

※別添図面参照

（４）工　期（概ねの工程を示す）

①環境影響評価法（方法書～評価書）の手続き　平成28年度～平成30年度頃

②基本計画の策定　平成30年度頃

③工事用道路着手　平成31年度頃

④筒砂子ダム本体掘削　平成38年度頃

⑤筒砂子ダム完成　平成46年度頃

⑥鳴瀬川総合開発事業完了　平成48年度頃

※工期は、平成25年度ダム検証時に公表している工期により予定年度を示していますが、実施計画調査中のダムであり、今後変更する場合があります。

（５）総事業費

約1,100億円

（６）筒砂子ダム完成後の流況

４．（１）担当部局から提供します。

３．応募要件

（１）基本的要件

①電気事業法（平成27年6月法律第47号）における、一般電気事業者及び卸電気事業者、特定電気事業者、新電力（特定規模電気事業者）であること。

②警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

③会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

④水力発電の事業参加により特定多目的ダム法（平成25年法律第53号）が適用され、「ダム使用権の設定予定者（同法第4条第2項第五号）」となるために参加希望者の確定後は国土交通省がとりまとめる基本計画（同法第4条）の作成に協力し、また、同法の定めによる要件や負担等を遅滞なく整えられる者であること。

⑤ダム（堤高15m以上）における水力発電設備の工事または運営の実績を有すること。あるいは現在、それに着手していること。

⑥再生可能エネルギーの有効活用の観点から、最高出力1,000kwを超える発電規模での参加を計画できること。

（２）その他

共同して建設することとなるダム事業費の負担割合は、今後、作成する特定多目的ダム法第4条の基本計画により定まるが、その最小割合は0.1%を想定している。

４．手続等

（１）担当部局

① 〒989-6117　宮城県大崎市古川旭三丁目８－１８
東北地方整備局　鳴瀬川総合開発調査事務所　調査設計課
TEL0229-22-7811　FAX0229-22-7817
メールアドレス：　naruse@thr.mlit.go.jp

② 〒980-8602　仙台市青葉区本町３－３－１　仙台第１地方合同庁舎（Ｂ棟）
東北地方整備局　河川部　河川計画課　調査第二係
TEL022-225-2171　FAX022-225-6094

（２）問合せ等

（１）①又は②に、電話、ＦＡＸ、電子メールのいずれかで問合せして下さい。
問合せ時間は、土日、祝日を除く、午前９時半から午後５時まで。

（３）参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

平成２８年１月２９日（金）１７時　（１）①に、持参又は郵送（書留郵便等の配達の記録が残るものに限る。）又は電送（着信を確認すること）による。

５．その他

（１）手続において使用する言語　　日本語に限る。

（２）当該応募者に対して、発電規模検討書の提出を要請する際の提出予定期限：
平成２８年４月中旬

（３）発電規模検討書には、使用水量、最大出力、発電電力量、担当窓口を記載のうえ、様式は自由で提出していただく予定です。

（４）提出いただいた発電規模検討書について、当方で内容を確認し審査する予定です。
また、不明な点等については担当窓口に問合せを行う予定です。

（５）参加意思確認書を提出され、３．応募要件を満たすと認められる者に発電規模検討書の提出を要請する予定ですが、当該期日までに発電規模検討書を提出しなかった場合、若しくは辞退等を申し出た場合は、ダム水力発電参画辞退として取扱います。

（６）本公募は鳴瀬川総合開発事業のうち、新たに建設する筒砂子ダムにおける発電規模検討を行う者を公募するものであり、今後、発電規模検討書の提出者から1者の発電参画予定者を特定するものですが、その後、特定多目的ダム法に基づく「ダム使用権の設定予定者（同法第4条第2項第五号)」の手続きを経て、正式な発電参画者が決定される予定です。

様式－１

参加意思確認書

平成　　年　　月　　日

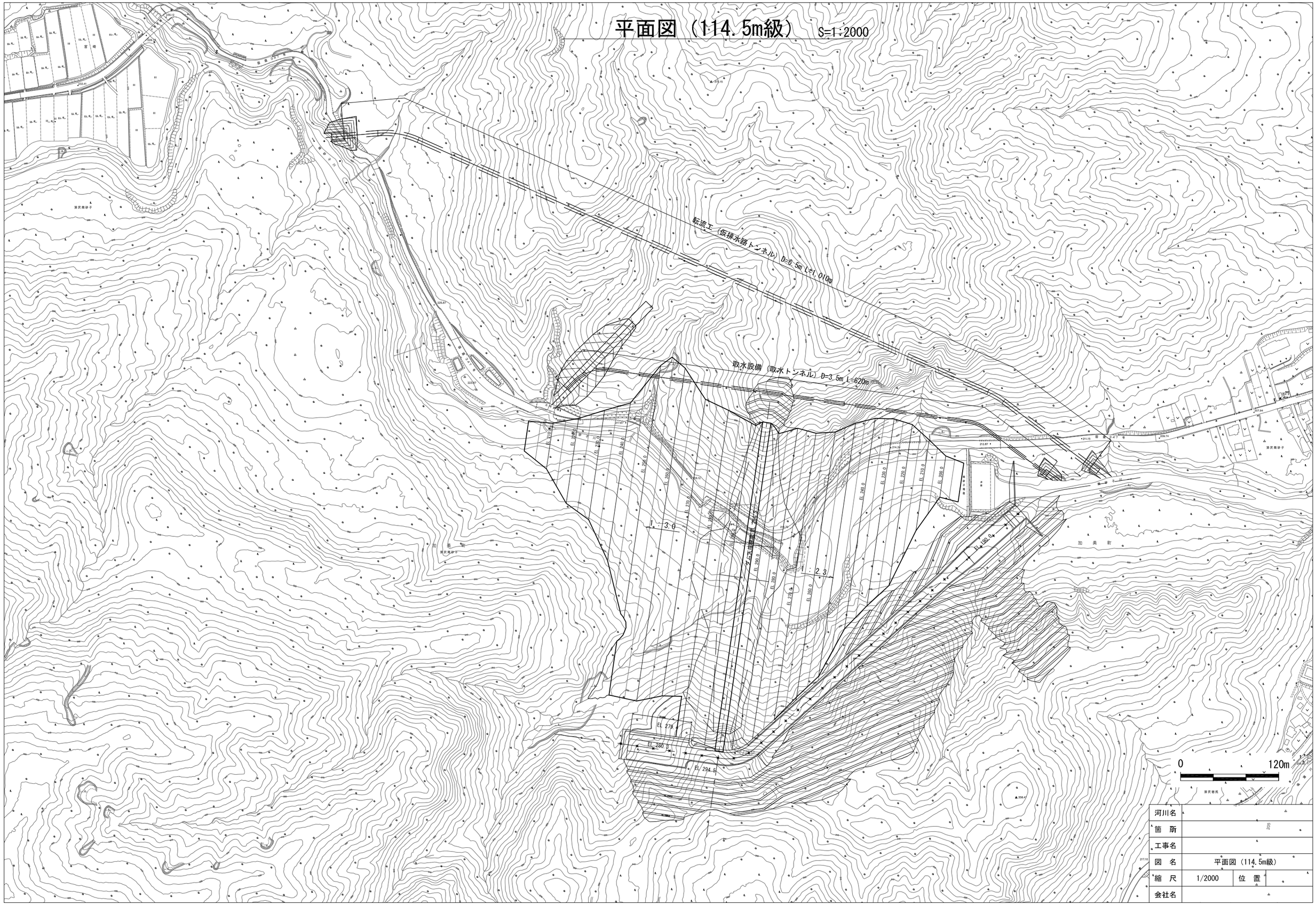
鳴瀬川総合開発調査事務所長　　殿

（応募者）
住所
会社名
代表者氏名　　㊞

当社は、鳴瀬川総合開発事業の筒砂子ダムにおいて、ダム水力発電規模検討書の作成を希望します。

（担当窓口）
部署名
氏名
連絡先等

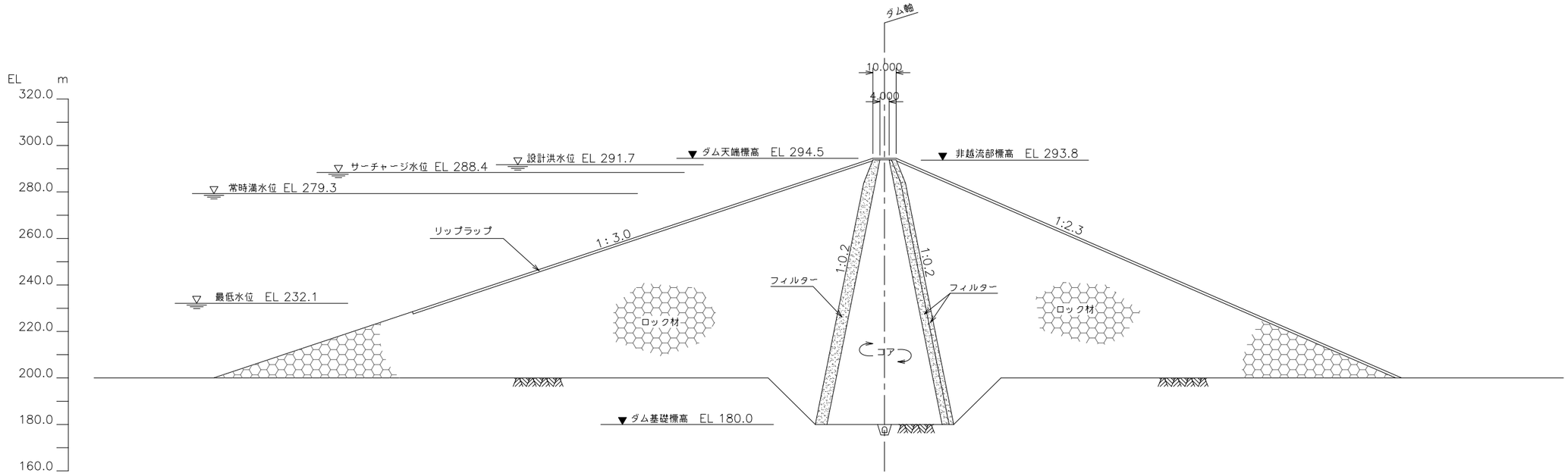
平面図（114.5m級）　S=1:2000



河川名	
箇　所	
工事名	
図　名	平面図（114.5m級）
縮　尺	1/2000　位　置
会社名	

標準断面図（114.5m級）

S=1:1000



0 60m

河川名			
箇　所			
工事名			
図　名	標準断面図（114.5m級）		
縮　尺	1/1000	位　置	
会社名			